

容器包装リサイクル制度を取り巻く現状と今後の検討の方向性

【容器包装リサイクル制度の成果】

1. 一般廃棄物総排出量・1人1日当たりごみ排出量 p.2
2. 家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合(平成26年度) p.3
3. 一般廃棄物最終処分場の状況 p.4
4. 全市町村に対する分別収集実施市町村の割合の推移 p.5
5. 年度別分別収集実績量 p.6
6. 容器包装リサイクル法の対象品目の落札単価の経年推移 p.7
7. 環境負荷削減の状況 p.8
8. 更なる環境負荷削減効果の機会 p.9
9. 容器包装リサイクル制度の在り方と議論の方向 p.10

【市町村および特定事業者の費用負担】

1. 市町村が負担する分別収集・選別保管費用(平成22年度実績) p.12
2. 平成24年度調査と平成16年度調査の相違点 p.13
3. 市町村が負担する分別収集・選別保管費用(平成15年度実績) p.14
4. 特定事業者が負担する再商品化委託料の推移 p.15

【各リサイクル法の目標設定状況】

1. 各リサイクル法の目標 p.17
2. EU容器包装指令における目標設定 p.18
3. ドイツ・フランス 容器包装指令の目標値 p.19

【材料リサイクルの高度化及び材料・ケミカルリサイクルの競争促進】

1. 再商品化手法ごとの落札単価 p.21
2. プラスチック製容器包装再商品化事業者入札について p.22
3. 材料リサイクル優先枠競争倍率の設定と落札可能量の制限 p.23
4. 総合的評価の方法(平成27年度入札) p.24
5. 総合的評価の得点率の推移 p.25
6. プラスチック製容器包装の充足率の推移 p.26
7. プラスチック製容器包装の再商品化実施率について p.27
8. リサイクルに係る規格について p.28
9. 品質規格(ISO9000等)と品質水準(ISO18263等)について p.29
10. 包装由来PP及びPEのリサイクル材の使用に関する規格の概要① p.30
11. 包装由来PP及びPEのリサイクル材の使用に関する規格の概要② p.31

【ペットボトル等の店頭回収における廃掃法上の位置付け】

- 店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用の促進について(環境省通知) p.33

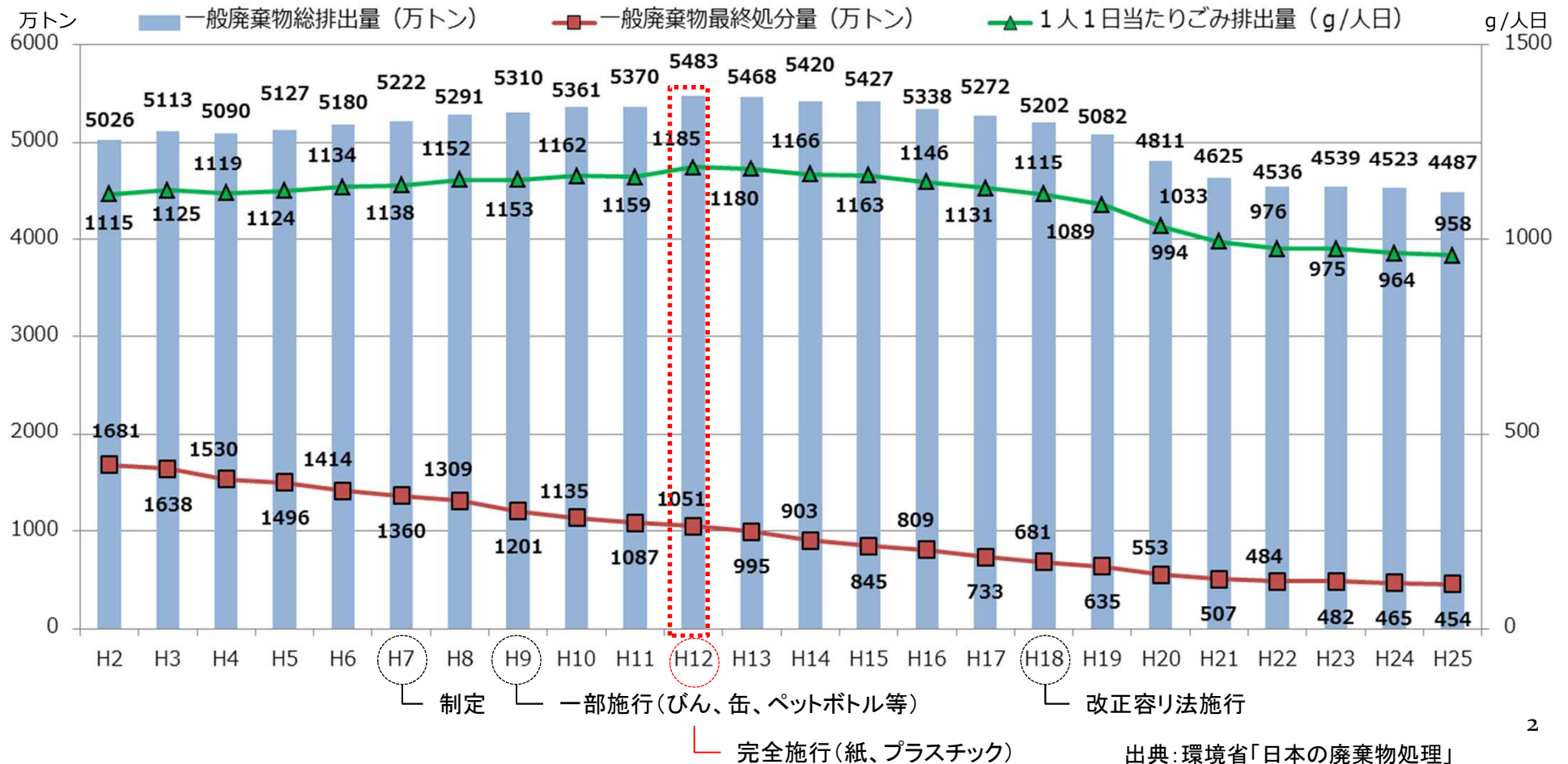
【容器包装リサイクル制度の成果】

1 一般廃棄物総排出量・1人1日当たりごみ排出量

○容器包装リサイクル法の完全施行等を契機に国民の分別排出等の3R行動の進展が、1人1日当たりごみ排出量の削減*に貢献。

*容リ法完全施行時（ピーク時）の平成12年度から25年度には19%減少。

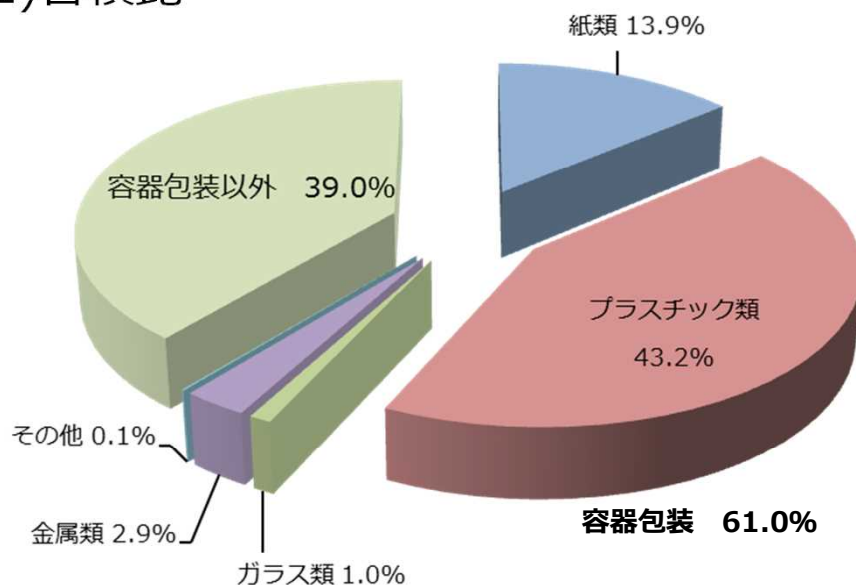
○これに伴い、一般廃棄物総排出量も、平成12年度をピークに減少。



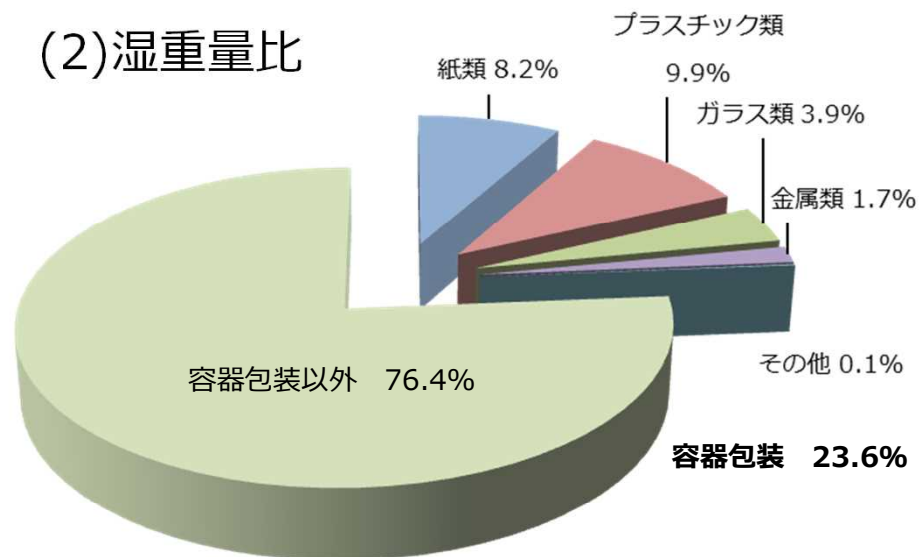
2 家庭ごみ中の容器包装廃棄物の割合(平成26年度)

○家庭から排出される廃棄物のうち、容器包装廃棄物が占める割合は容積比で約61%、湿重量比で約24%。

(1)容積比



(2)湿重量比

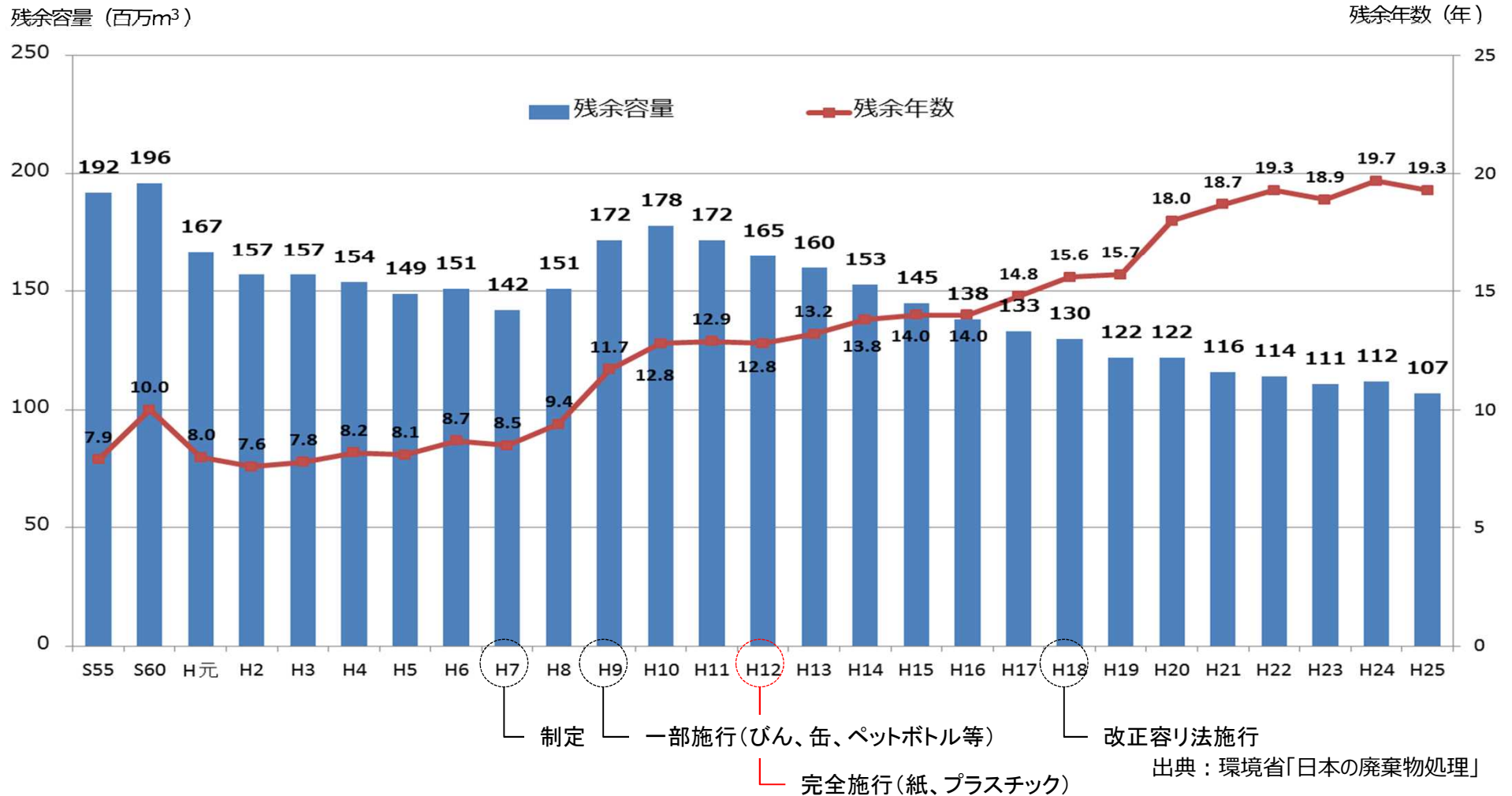


※四捨五入のため合計値が合わないことがある。

出典:環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」

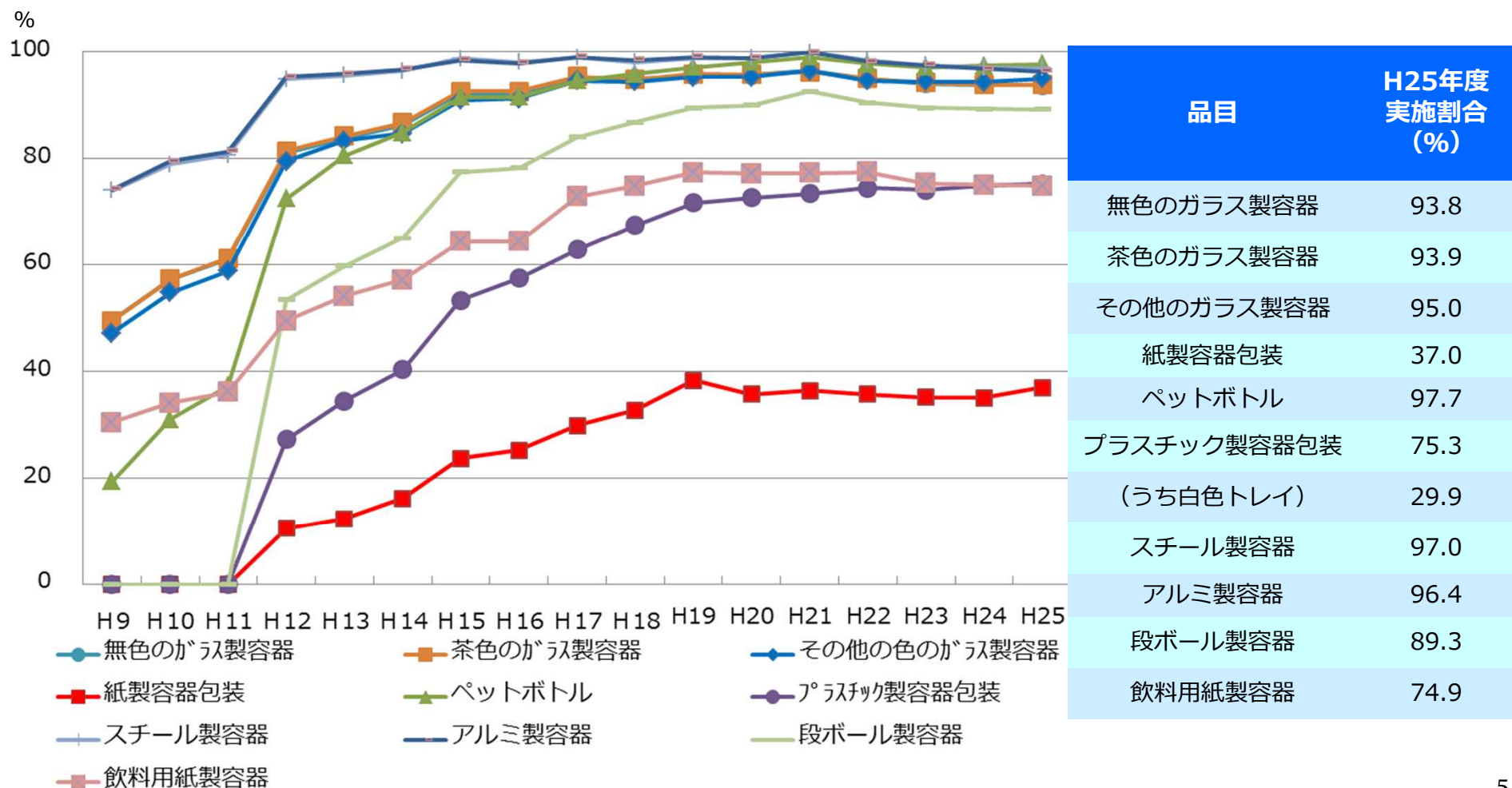
3 一般廃棄物最終処分場の状況

○容器包装の分別収集・再生利用の進展による一般廃棄物総排出量の減少に伴い、最終処分場の残余年数は、容リ法完全施行時（平成12年度）から増加。



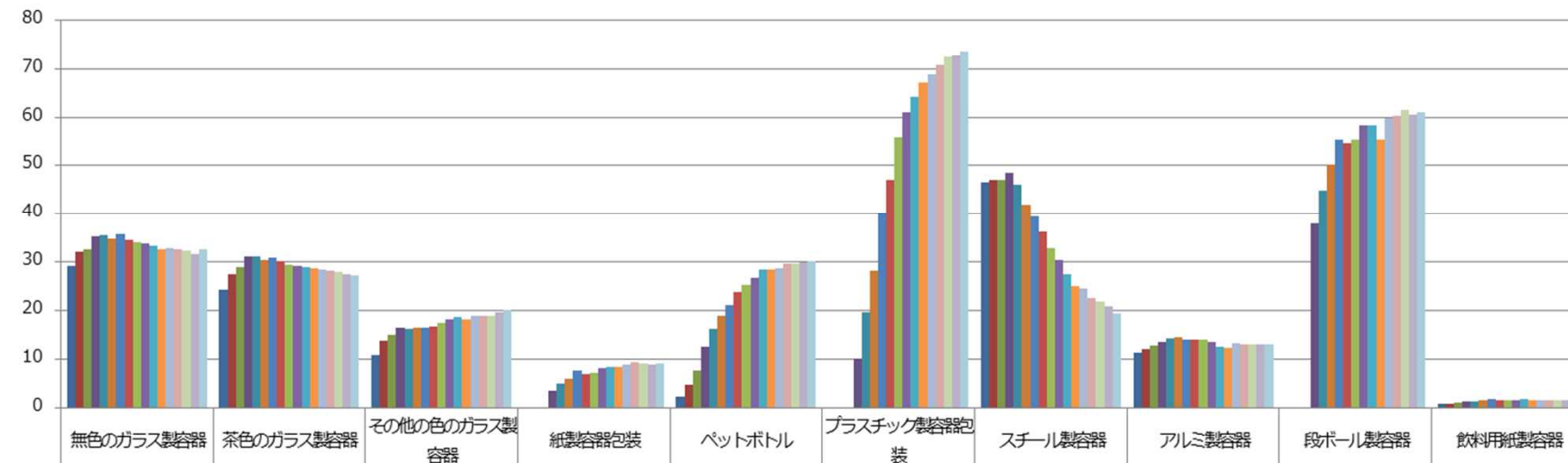
4 全市町村に対する分別収集実施市町村の割合の推移

○分別収集実施市町村の割合はガラス製容器、ペットボトル、スチール缶、アルミ缶については9割を超えているが、紙製容器包装は低い割合であり、プラスチック製容器包装は近年横ばい。



5 年度別分別収集実績量

万トン

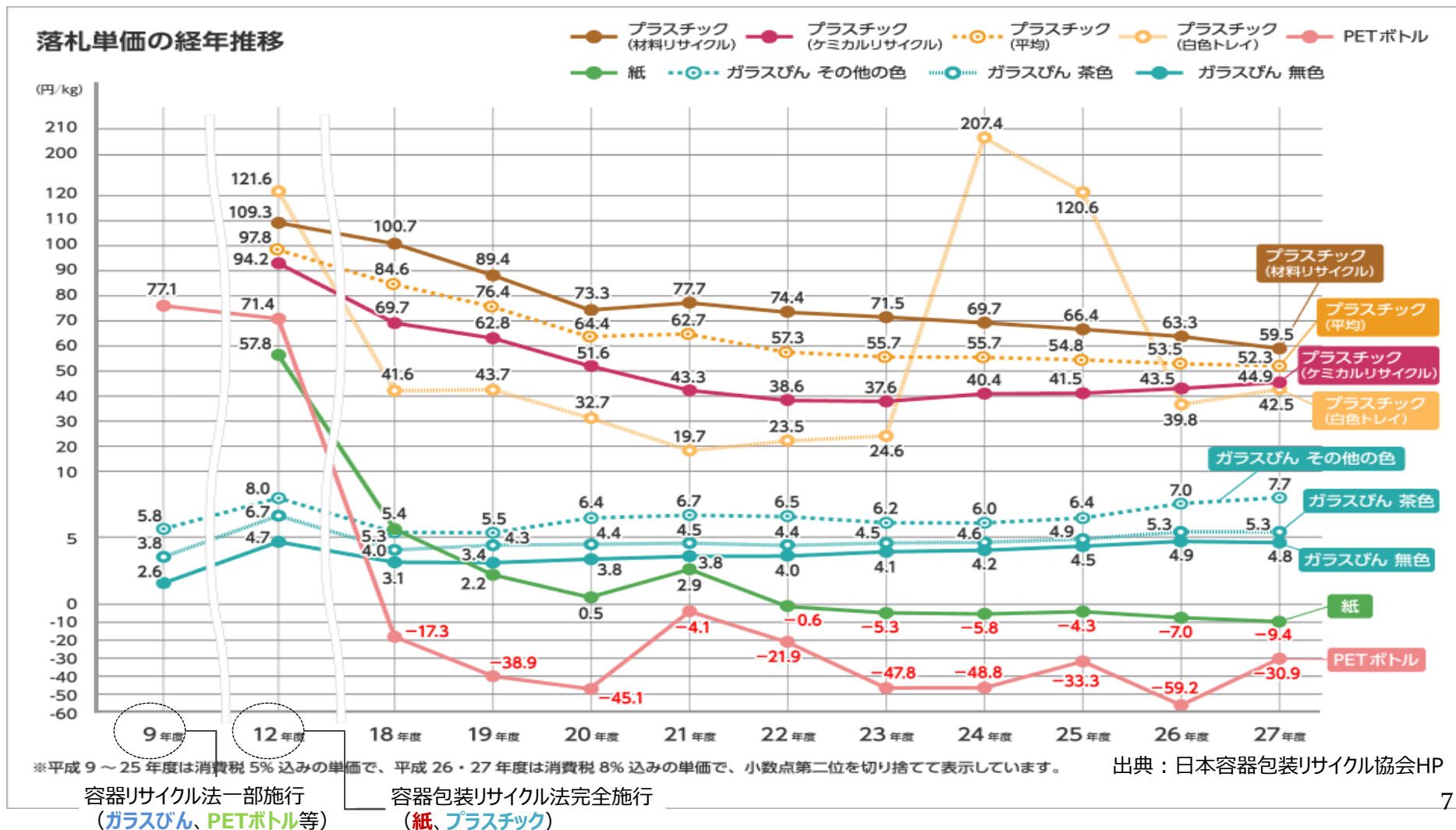


	無色のガラス製容器	茶色のガラス製容器	その他の色のガラス製容器	紙製容器包装	ペットボトル	プラスチック製容器包装	スチール製容器	アルミ製容器	段ボール製容器	飲料用紙製容器
H9	292,775	243,916	107,533	-	21,361	-	464,662	112,527	-	6,644
H10	322,284	274,374	136,953	-	47,620	-	471,638	121,214	-	8,939
H11	326,110	290,127	149,332	-	75,811	-	471,127	128,541	-	9,574
H12	352,386	312,539	164,551	34,537	124,873	100,810	484,752	135,910	380,290	12,565
H13	355,157	311,993	162,481	49,723	161,651	197,273	461,357	141,408	448,855	13,136
H14	348,698	304,172	163,903	57,977	188,194	282,561	419,667	145,789	502,903	15,696
H15	356,977	309,857	165,011	76,878	211,753	401,697	393,650	139,321	554,309	16,636
H16	346,671	301,262	166,076	69,197	238,469	471,488	362,207	139,477	547,149	15,807
H17	341,748	293,825	174,082	71,012	251,962	558,997	329,535	139,535	554,820	16,320
H18	339,019	292,323	181,385	81,815	268,266	609,215	304,578	134,458	584,312	15,921
H19	332,417	290,570	185,644	82,957	283,441	643,114	275,353	126,334	583,195	16,586
H20	327,230	286,627	181,060	83,804	283,866	672,065	249,294	124,003	553,615	15,070
H21	328,402	283,575	188,797	88,856	287,340	688,436	245,149	132,900	597,751	15,213
H22	326,614	282,663	188,117	93,107	296,815	708,950	226,038	131,121	603,244	15,612
H23	322,665	278,409	189,780	91,251	297,839	725,621	218,637	130,887	615,841	14,447
H24	315,630	274,022	196,237	88,698	299,241	727,238	207,845	130,353	604,528	15,079
H25	325,149	271,797	200,578	90,121	301,787	734,063	193,804	130,681	610,129	13,933

6 容器包装リサイクル法の対象品目の落札単価の経年推移

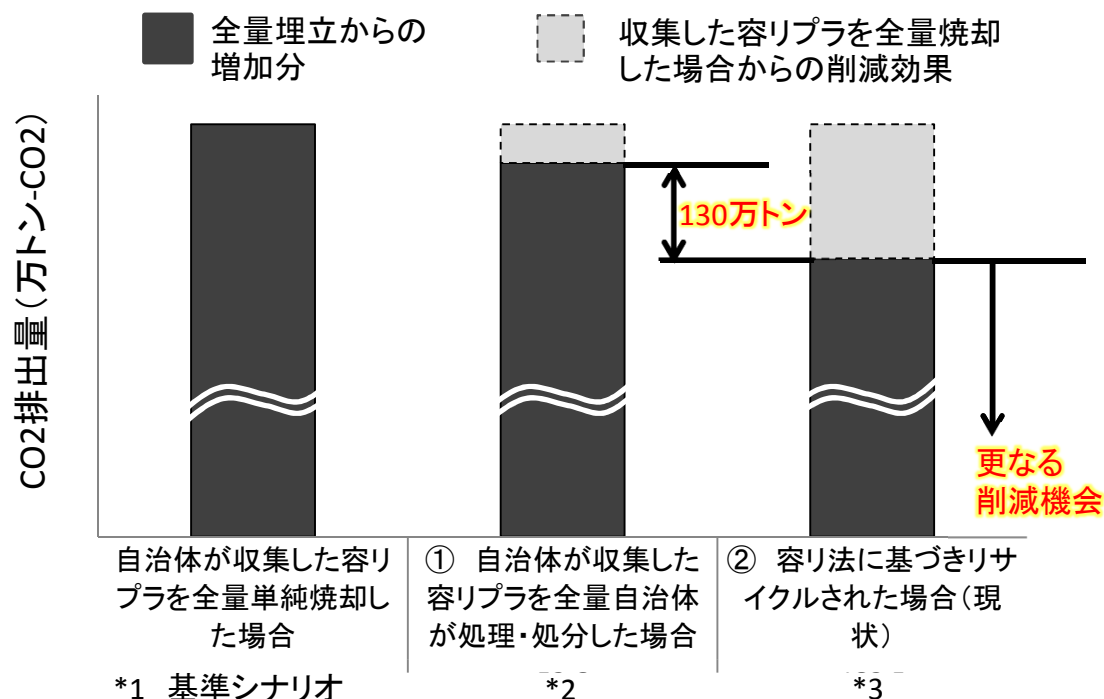
- プラスチック製容器包装（平均）は逆有償で52.3円/kg、ガラスびん（無色）は逆有償で4.8円/kg。
- 紙製容器包装は有償で9.4円/kg、PETボトルは有償で30.9円/kg。

（いずれも平成27年度実績）



7 環境負荷削減の状況

- 自治体が分別収集した容器包装プラスチックを容器包装リサイクル制度に基づきリサイクルしているものについて、CO2削減効果は年間130万トンと推計。
- 分別収集参加市町村の拡大や、より効率的な分別排出、分別収集等により、更なるCO2削減効果の積み増しのポテンシャルがある。



参考事例:	2012年の排出削減見込み量(万トン-CO2)
京都議定書目標達成計画より、抜粋したエネルギー期限二酸化炭素に関する対策・施策の事例	
事例① 地方公共団体による下水道における省エネ・新エネ対策の推進	126
事例② クールビズ・ウォームビズ	約100
事例③ 環境に配慮した自動車使用の推進(アイドリングストップなど)	157

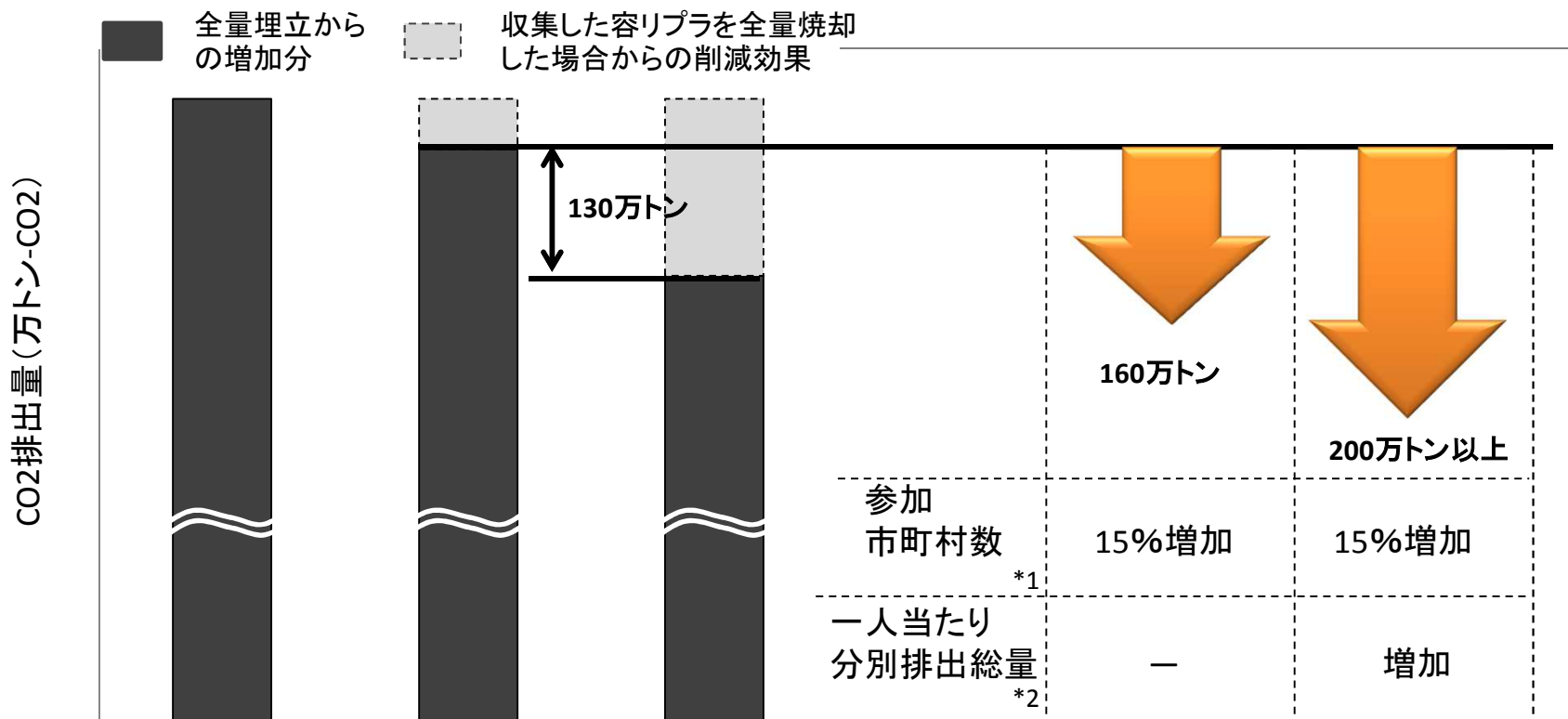
*1 平成25年度の容器包装プラスチックの家庭系消費量を推計し、全量単純焼却した場合のCO2排出量から全量単純埋立した場合の差分を基準シナリオとした。

*2 自治体の処理・処分は平成22年10月の「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る取りまとめ」の中で報告されたLCA分析時に使用された単純焼却、焼却発電、単純埋立の実施比率とCO2排出原単位を用いて算出。

*3 材料リサイクル34.6万トン、ケミカルリサイクル31.2万トン、自治体による独自処理7.9万トン(出典:容器包装リサイクル協会)をベースに平成22年10月の「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る取りまとめ」のなかで報告されたLCA分析時に使用された材料リサイクル及びケミカルリサイクルのCO2削減原単位を用いて算出。

8 更なる環境負荷削減効果の機会

- 参加市町村数が15%増加した場合、CO2削減効果は約160万トン/年。
- 参加市町村数の増加に加え、一人当たりの分別排出量が増加した場合、CO2削減効果は200万トン/年以上のポテンシャルがある。



容リプラの全家庭系消費量を全量単純焼却した場合

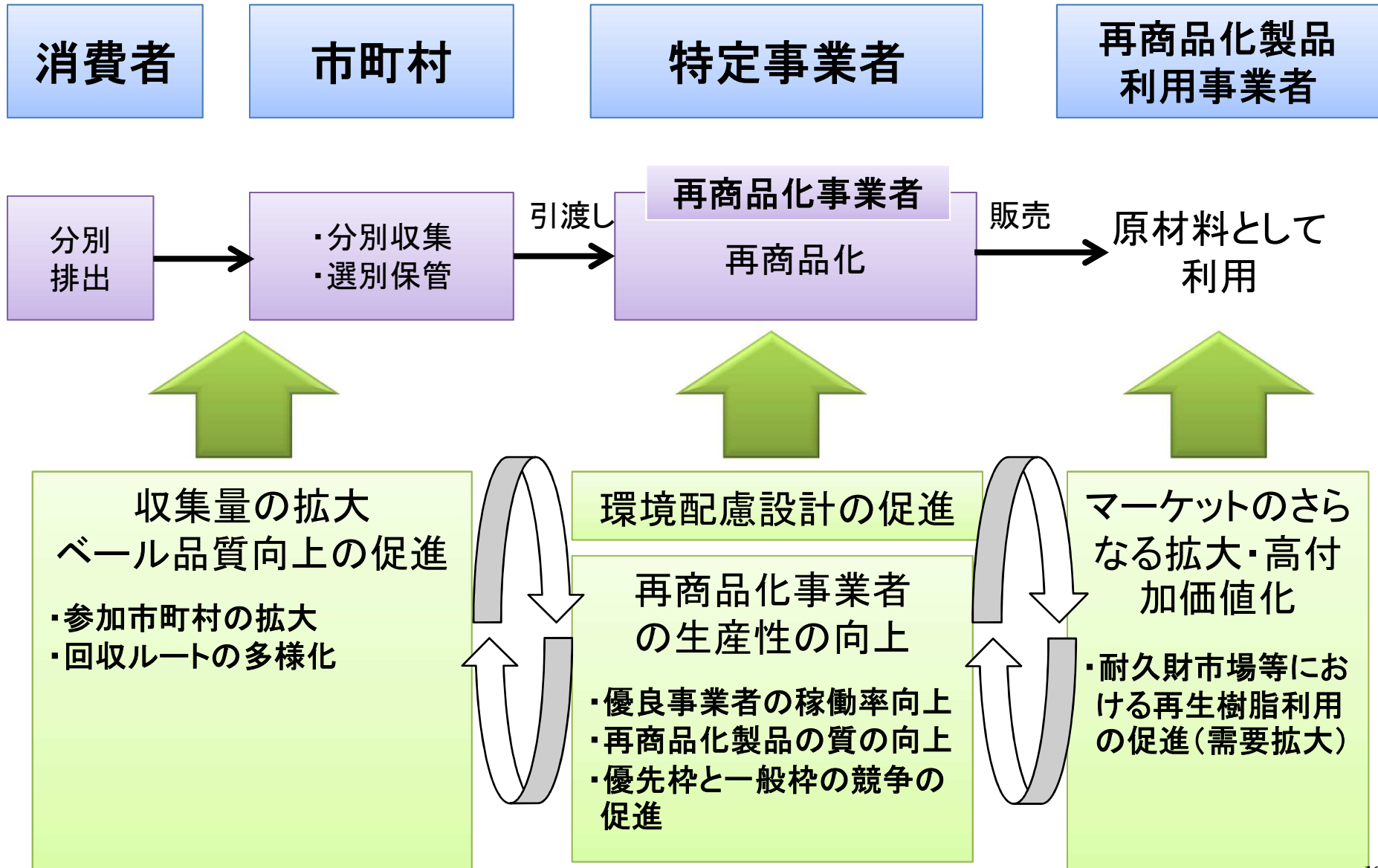
① 自治体が収集した容リプラを全量自治体が処理・処分した場合

② 容リ法に基づきリサイクルされた場合(現状)

*1 容リプラの分別収集自治体が増加することで回収される容リプラ総量の増加分のリサイクル効果を加味した。(環境省試算)

*2 1人当たりの分別排出量が増加したと仮定して、算出(環境省試算)

9 容器包装リサイクル制度の在り方と議論の方向



【市町村および特定事業者の費用負担】

1 市町村が負担する分別収集・選別保管費用(平成22年度実績)

○平成24年度調査(平成22年度実績)の結果、市町村が負担する分別収集・選別保管費用(管理部門含む)は2,500億円/年。

分別収集・選別保管費用の全国推計結果(管理部門費を含めた場合)

	回答市町村の費用実績 (百万円/年)			全国推計結果 (百万円/年)			
	分別収集 部門	選別保管 部門	管理部門	分別収集 部門	選別保管 部門	管理部門	分別収集 部門+選別 保管部門+ 管理部門
スチール缶	16,354	6,809	4,454	18,776	8,160	5,041	31,977
アルミ缶	12,671	3,947	3,757	14,390	4,654	4,220	23,264
びん	18,639	20,148	4,514	21,230	23,907	5,099	50,236
ペットボトル	22,382	9,506	4,986	25,172	11,039	5,575	41,786
プラ容器包装	42,711	20,977	8,554	47,232	23,862	9,412	80,507
白色トレイ	984	136	214	1,276	191	276	1,742
紙パック	1,363	116	482	1,571	141	553	2,264
段ボール	7,343	3,322	2,908	8,358	3,937	3,281	15,576
紙製容器包装	1,119	685	587	1,240	816	649	2,705
合計	123,567	65,644	30,457	139,246	76,707	34,106	250,058

2 平成24年度調査と平成16年度調査の相違点

	平成16年度調査	平成24年度調査
対象とする費用	<ul style="list-style-type: none"> ● 残渣の処理費・処分費を含む。(直営選別保管費用に占める残渣処理費・処分費の割合は数%程度) ● 退職金を含む 	<ul style="list-style-type: none"> ● 残渣の処理費・処分費を含まない ● 退職金を含まない
車両の減価償却期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村ごと平均耐用年数を使用(パッカー車8.8年、平ボディ:9.8年) 	<ul style="list-style-type: none"> ● 大蔵省令を参考に、一律の期間を使用(4年)
ブランク箇所への代入	<ul style="list-style-type: none"> ● 基本的にすべてのブランク箇所に回答結果の平均値を代入。 ● 代入率が20%以下のもののみを集計対象とした。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 管理部門の広報費用・人件費について、回答結果から代入。 ● 分別収集委託費等の容器包装廃棄物の割合について、回答結果の平均値を代入。
回答のカバー率(取扱量ベース)	<ul style="list-style-type: none"> ● 分別収集:34% ● 選別保管:37% ● 管理:31% 	<ul style="list-style-type: none"> ● 分別収集:88% ● 選別保管:85% ● 管理:89%

3 市町村が負担する分別収集・選別保管費用(平成15年度実績)

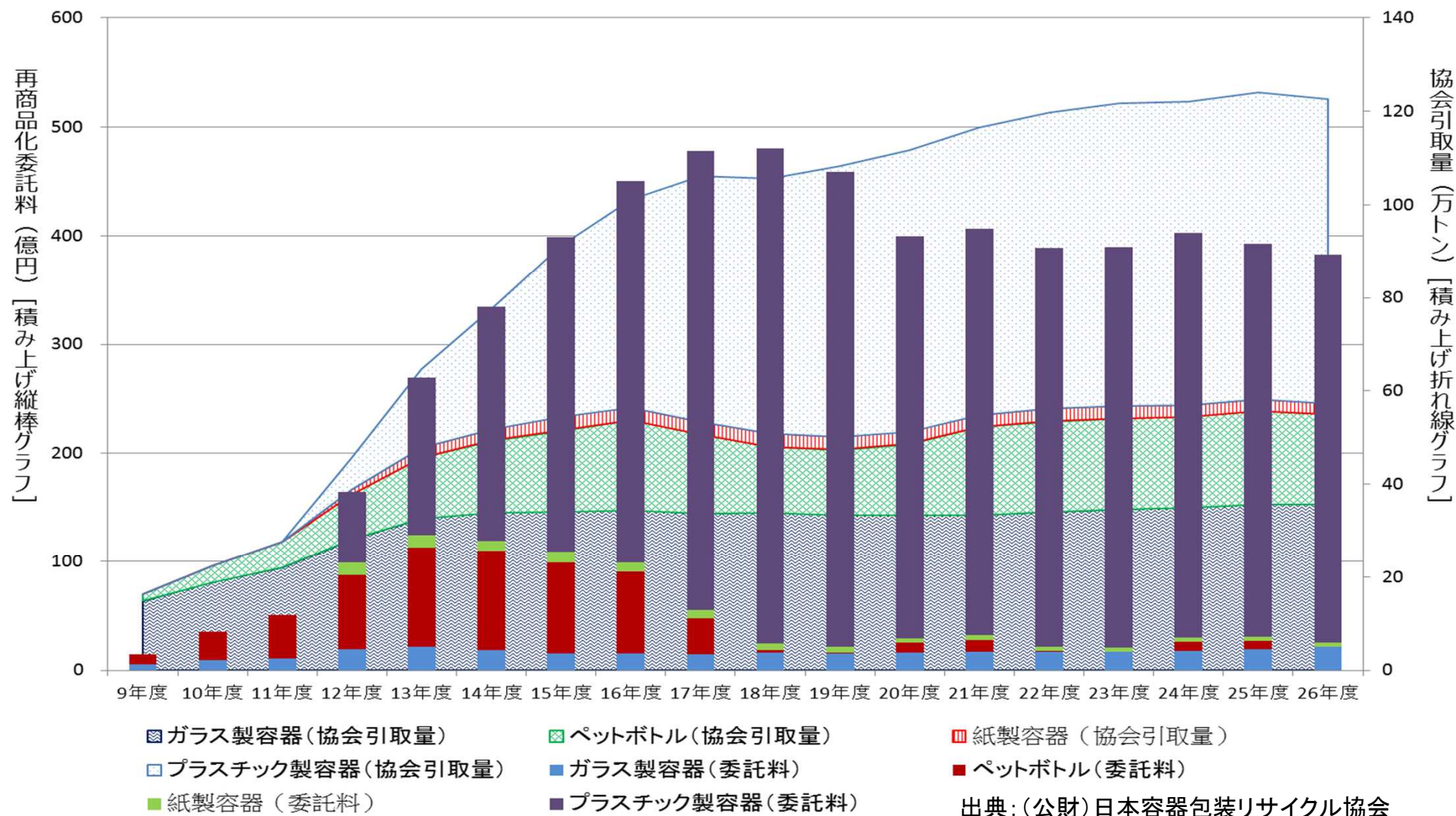
○平成16年度調査(平成15年度実績)の結果、市町村が負担する分別収集・選別保管費用(管理部門含む)は4240億円/年。ただし、対象としている費用、回収のカバー率等が異なることから、平成24年度調査と比較することは適当ではない。

分別収集・選別保管費用の全国推計結果(管理部門費を含めた場合)

	回答市町村の費用実績 (百万円/年)			全国推計結果 (百万円/年)		
	分別収集部門	選別保管部門	管理部門	分別収集部門	選別保管部門	分別収集+ 選別保管+管理 部門
スチール缶	6,701	7,752	5,497	29,385	39,743	94,607
アルミ缶	5,847	4,642	4,286	20,626	20,204	58,433
びん	13,749	7,443	7,227	34,719	23,832	79,356
ペットボトル	10,480	6,117	5,767	25,754	18,239	59,567
プラ容器包装	14,713	7,954	10,208	34,016	18,796	73,229
白色トレイ	323	469	361	1,634	3,578	7,495
紙パック	587	240	451	2,882	2,240	7,771
段ボール	2,448	932	1,494	16,209	6,071	32,013
紙製容器包装	3,084	603	1,675	6,213	1,500	11,093
合計	57,932	36,151	36,967	171,437	134,203	423,565

4 特定事業者が負担する再商品化委託料の推移

○平成26年度の特定事業者が負担した再商品化委託料は380億円。



【各リサイクル法の目標設定状況】

1 各リサイクル法の目標

目標の範囲	家電 リサイクル法 (平成13年4月 施行)	食品 リサイクル法 (平成13年5月 施行)	建設 リサイクル法 (平成14年5月 施行)	自動車 リサイクル法 (平成17年1月 施行)	小型家電 リサイクル法 (平成25年4月 施行)
全体目標 (リサイクルのイン プット(仕向け量 または率))	○家電4品目全 体の回収率目 標				○小型家電の年 間回収量
品目別または 業種別目標 (リサイクルのアウト プット(リサイク ル率))	○品目ごとの再 商品化実施率	○業種別再生利 用等実施率 ○食品関連事業 者ごとの再生 利用等実施率	○対象品目の再 資源化率、縮 減率、排出量、 有効利用率	○シュレッダーダ スト(ASR)のリ サイクル率 ○エアークバックの リサイクル率	
その他 (排出抑制)		○業種別発生抑 制目標値			

2 EU容器包装指令における目標設定

	EU容器包装指令(Directive 2004/12/EC)	EU容器包装指令(Directive 2004/12/EC) 改正案 2015.12.2発表	
目標達成年	2008年末	2025年	2030年
対象	販売容器包装・グループ容器包装・輸送用容器包装の廃棄物(産業系・家庭系の両方を含む)。		
全体目標	リカバリー※1率:60%以上 リサイクル率※2:55%以上80%未満 ※1:リサイクルや熱回収を含む再生利用。 ※2:廃棄物を本来の目的や別の目的(熱回収用途は除く)に再加工すること	リユース・リサイクル率:65%	リユース・リサイクル率:75%
素材別目標	リサイクル率	リユース・リサイクル率	リユース・リサイクル率
ガラス	60%	75%	85%
紙・厚紙	60%	75%	85%
金属	50%	鉄:75%	鉄:85%
		アルミニウム:75%	アルミニウム:85%
プラスチック	22.5% (リサイクルにより再びプラスチックに戻るもののみ)	55%	TBD
木	15%	60%	75%
複合材	—		
算出方法	算出方法の規定はないが、以下の通り算出。 (2013年欧州委員会へのヒアリングに基づく) <u>リサイクル向けに回収された容器包装ごみ量</u> 市場に出された容器包装量		

EU容器包装指令(2004/12/EC): <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:01994L0062-20150526>

2015/12/2に欧州委員会から改正案を発表(循環経済パッケージの一部)。

3 ドイツ・フランス 容器包装法令の目標値

	ドイツ	フランス
対象	家庭及び同等の場所で発生する販売容器包装の廃棄物。	全体：家庭からの容器包装廃棄物 素材別：欧州指令を遵守
全体目標	—	リサイクル率：75%
素材別目標	リカバリー率	欧州指令を遵守
ガラス	75%	同上
紙・厚紙	70%	同上
金属	ブリキ(スチール)：70% アルミニウム：60%	同上
プラスチック	60% (材料リサイクル：36%)	同上
木	—	同上
複合材	60%	—
目標達成年	—	全体：2020年／素材別：欧州指令を遵守
算出方法	以下の通り算出。(2013年ドイツ連邦環境省ヒアリングに基づく) $\frac{\text{リサイクル向けに回収された容器包装ごみ量}}{\text{市場に出された容器包装量}}$	以下の通り算出。(2013年フランスエコ・アンパラージュヒアリングに基づく) $\frac{\text{リサイクル向けに回収された容器包装ごみ量}}{\text{市場に出された容器包装量}}$
費用負担	生産者責任組織が容器包装廃棄物の回収・リサイクルを一括で実施し、生産者が費用を負担。	自治体が容器包装廃棄物(プラスチックはボトル系中心)を回収し、リサイクル事業者へ売却。生産者が自治体の回収費用(回収費用と売却益の差額)の8割を負担。

ドイツ容器包装令：
<http://www.bmub.bund.de/themen/wasser-abfall-boden/abfallwirtschaft/verpackungsverordnung-verpackv/>

フランス環境法典：
<http://www.legifrance.gouv.fr/affichCode.do?cidTexte=LEGITEXT000006074220>

【材料リサイクルの高度化及び材料・ケミカルリサイクルの競争促進】

1 再商品化手法ごとの落札単価

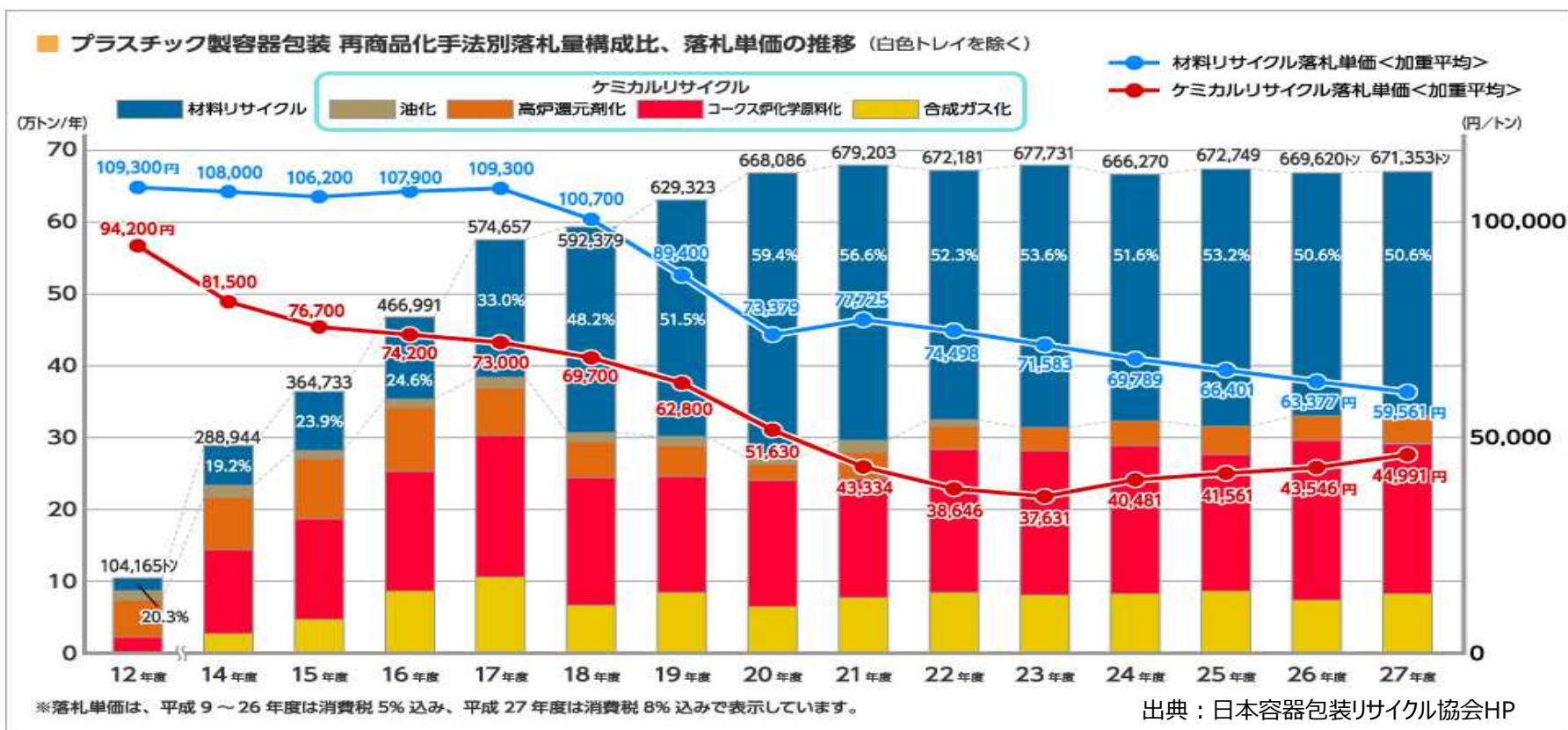
○市町村が分別収集したプラスチック製容器包装をベール化し、再商品化事業者に引き渡す際のベールの落札単価の推移を見ると、

⇒材料リサイクルについては、事業者による光学式選別機導入等の事業努力により、落札単価が下落している。

(平成27年度は59,561円で平成22年度に対し20%減)

⇒ケミカルリサイクルについては、平成23年度以降、落札単価が上昇している。

(平成27年度は44,991円で22年度に対し16%増)

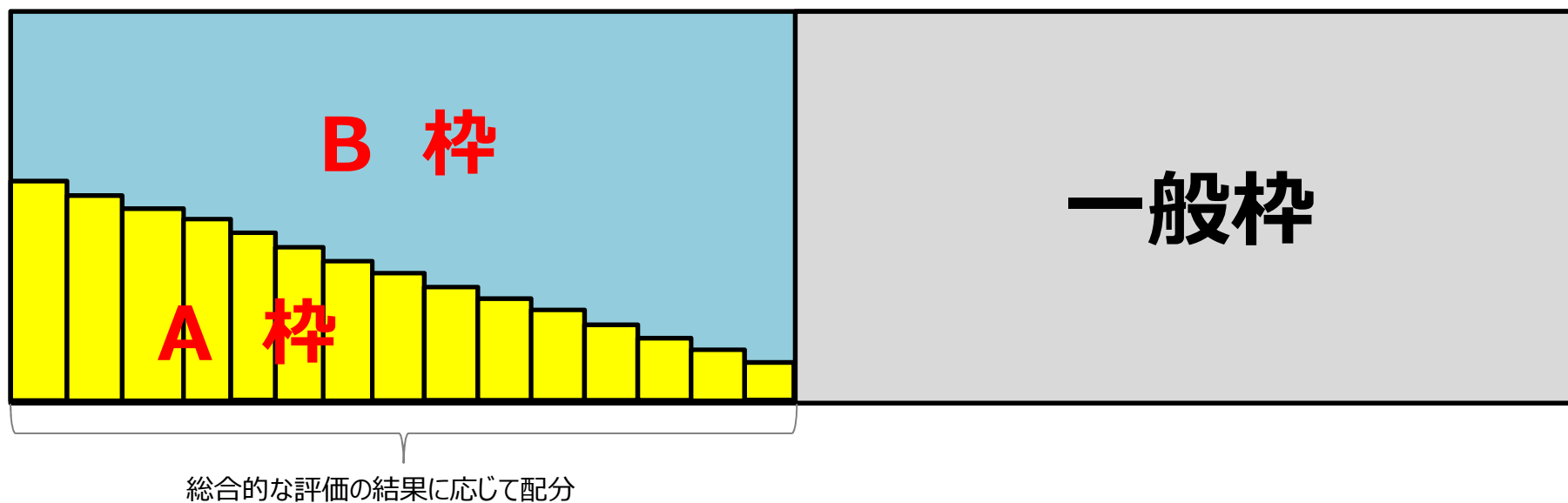


2 プラスチック製容器包装再商品化事業者入札について

- 「プラスチック製容器包装の再商品化手法及び入札制度の在り方に係る中間取りまとめ（平成22年度入札に向けた取りまとめ）」（平成21年9月）により材料リサイクル優先枠（50%）を設定。
- また「従来の優先的取扱いに比して競争的な環境を導入することが必要である」とされ、優先A枠の競争倍率が1.05に設定されている。

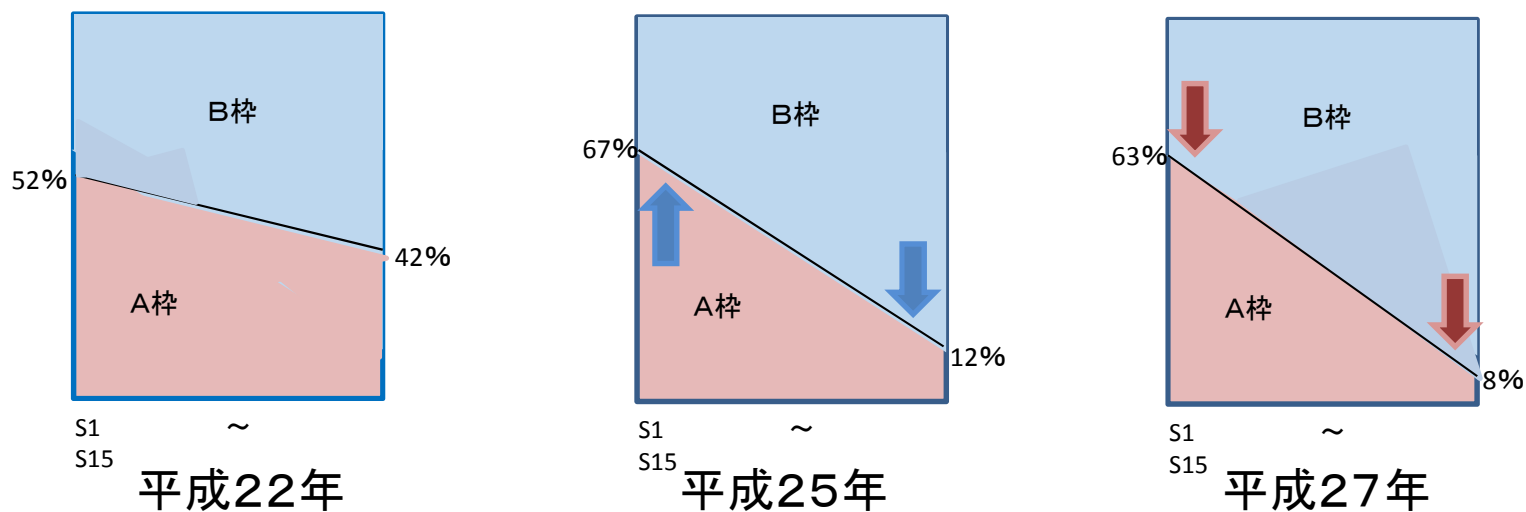
優先枠：市町村申込量の50%

一般枠：市町村申込量の50%



3 材料リサイクル優先枠競争倍率の設定と落札可能量の制限

- 総合的な評価の結果が相対的に高い優先事業者は、他の優先事業者に対して入札競争上有利に働くように、落札可能量に差を設けている。
- 優先される再商品化事業者とその設備能力が増加したため、競争倍率1.05を設定するために、平成27年度では、最も評価の高い再商品化事業者でも落札可能量が充足率63%に制限されている。



クラス	3		15
S1可能量 (切片)	52%	67%	63%
階差 (傾き)	10%	55%	55%

4 総合的評価の方法(平成27年度入札)

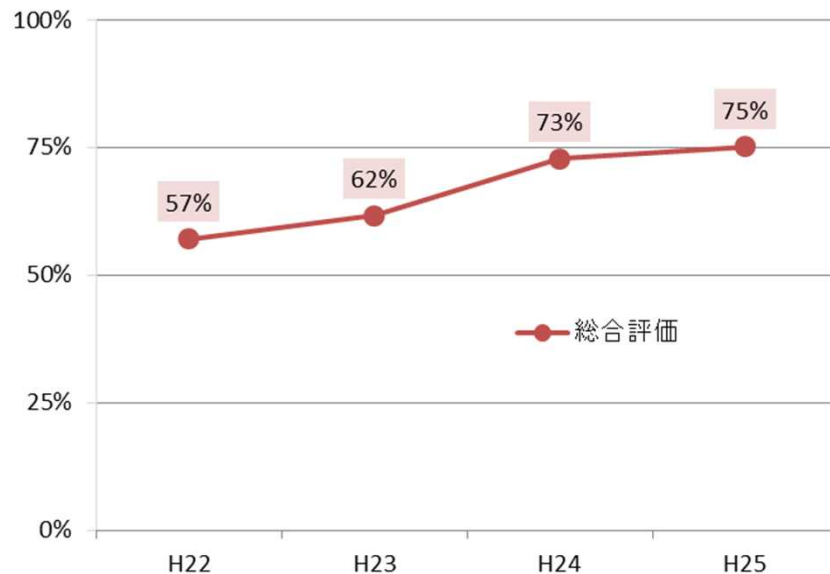
		分野 得点	項目 得点	評価項目	定義
総合評価 100点	リサイクルの質・用途の高度化	50点	7.5	単一素材化	単一素材化(PE、PP、PS、PET)の合計実施量
			10	品質管理手法	社内品質管理体制が確立／実施されていること
			5	塩素濃度%	協会ガイドラインに定義された測定法による再商品化製品中の塩素濃度%
			5	主成分濃度%	協会ガイドラインに定義された測定法による再商品化製品中の主成分濃度%
			7.5	異物%	再商品化製品中の異物%
			7.5	臭気評価値	洗浄度に直結する再商品化製品の臭気の定量値
			7.5	高度な利用	1回／年程度、審査委員会を開き申請用途が「高度利用」として認定された用途に再商品化製品を利用・販売している量
	環境減効果等の低減	30点	15	環境負荷データ把握	各種資源の使用や排出物(排水や汚泥、その他)、および工程の環境負荷を把握し協会に報告していること
			9	他工程利用プラの高度な処理方法	他工程利用プラ(従前の残渣)の処理におけるエネルギー利用効率が高いこと
			6	環境管理手法	ISO14001取得(類似の公的認定等を含む)
	再商品化事業の適正かつ確実な実施	20点	6	使途明示	使途製品名の報告・情報公開を行っていること
			4	利用先名公表	利用事業者名の公表ができること
			4	見学推進活動	見学会を実施していること
			4	情報公開工夫	情報公開等において、独自の工夫をしていること
			2	業務改善指示の有無	実績対象期間内における「措置規定」による「業務改善指示」の有無
			—	コンプライアンス確保	社内コンプライアンス確保の仕組みが整備されていること

5 総合的評価の得点率の推移

- 総合的評価の得点率は年々向上するも、近年、頭打ち。
- 再商品化の適正な実施に係る項目の得点率がほぼ100%となる一方、再商品化の質の向上に密接に関連する項目の得点率は低い。

合計100点満点

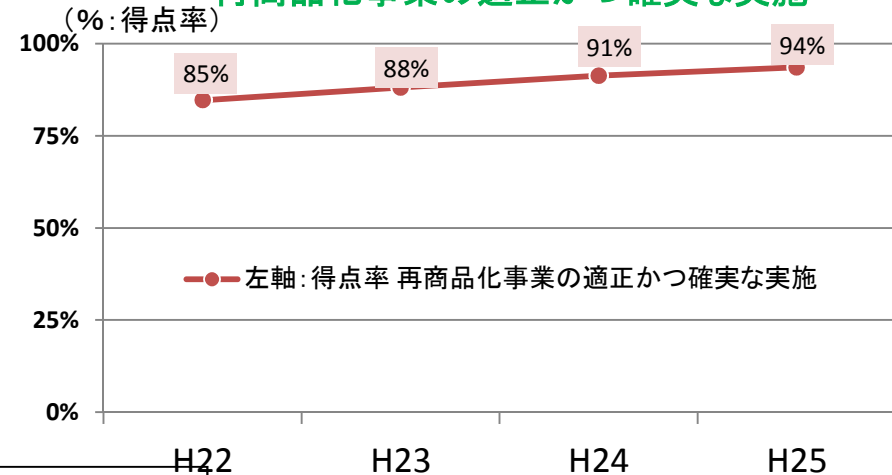
総合評価



出所:総合的評価結果より事務局作成

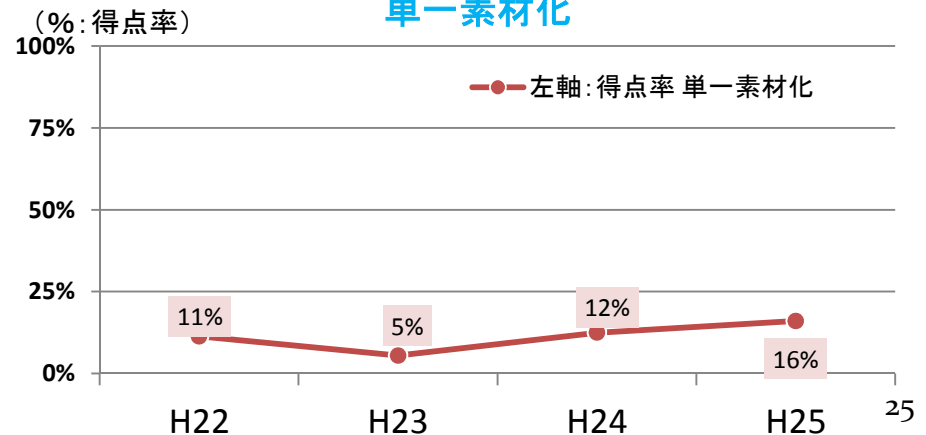
配点20点

再商品化事業の適正かつ確実な実施

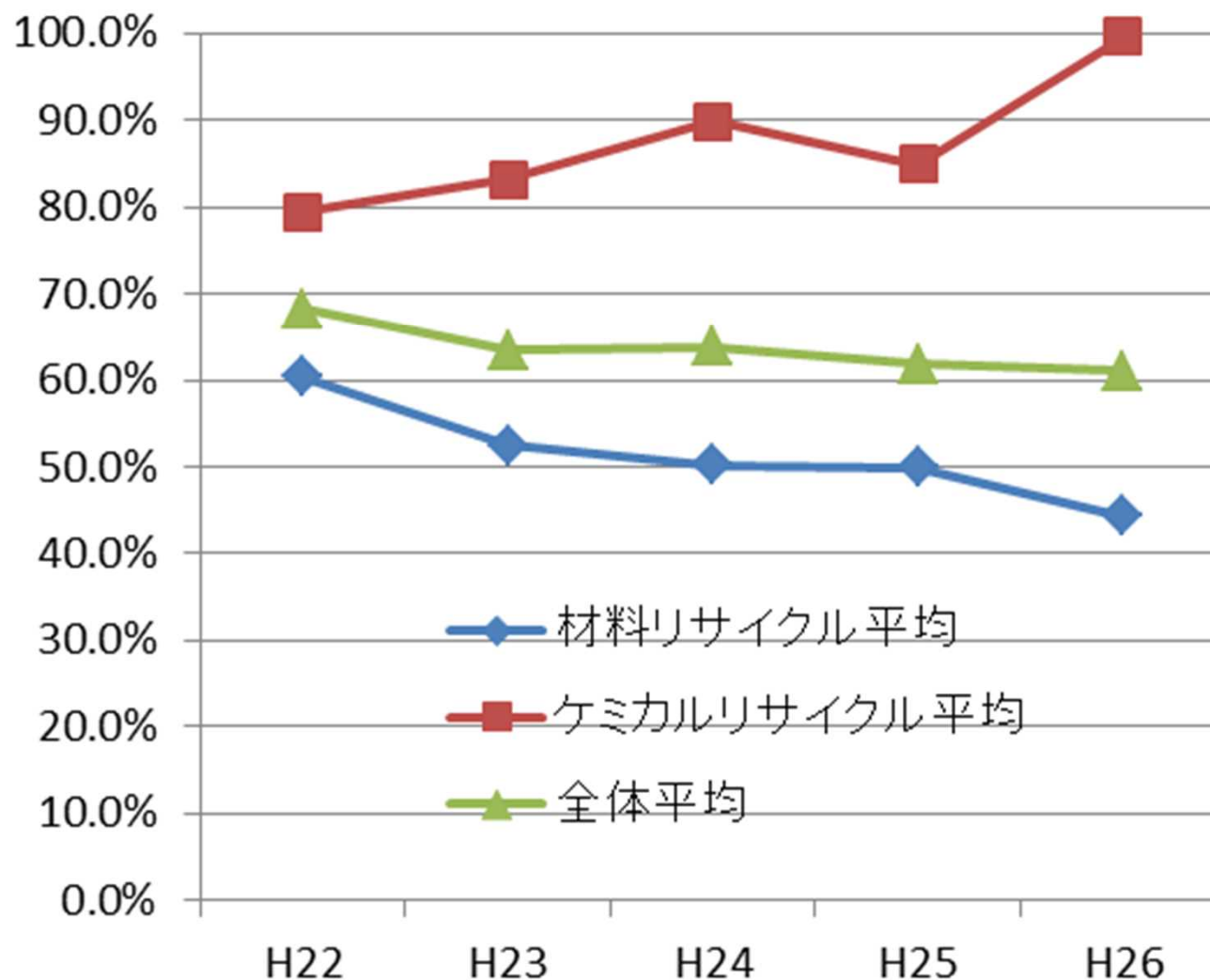


配点7.5点

単一素材化



6 プラスチック製容器包装の充足率の推移



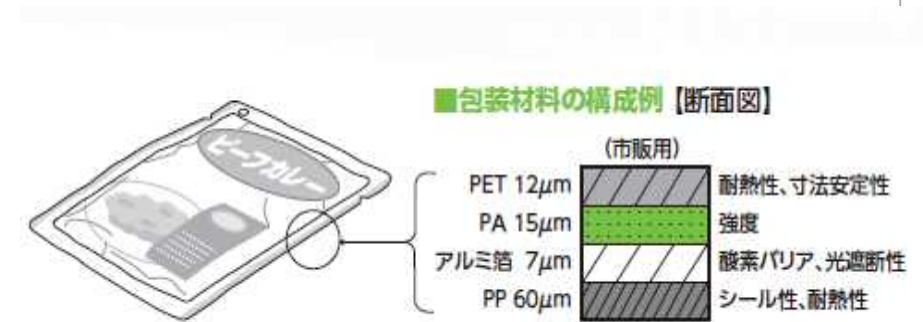
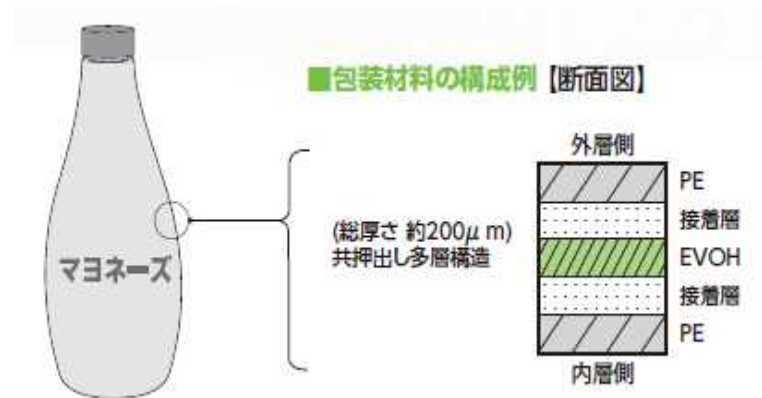
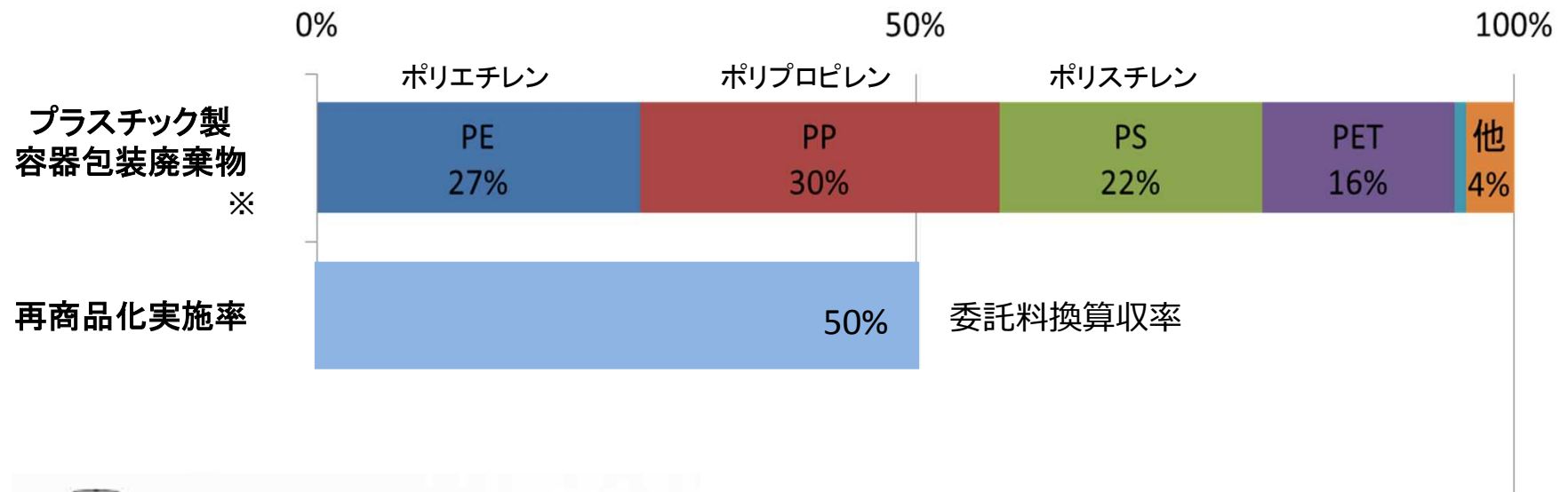
出所:公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

説明:充足率とは協会が設備能力を調整し算出した落札可能量に対する落札量の比率。

平成19年度以降は全事業者の落札可能量が申請値の90%に調整されており、調整後の落札可能量で算出しているため、調整されている分、充足率は高く算出されている。

7 プラスチック製容器包装の再商品化実施率について

- 平成26年度容器包装リサイクル協会による実証によるとプラスチック製容器包装廃棄物の組成比はPE:27%、PP:30%、PS:22%、PET:16%であり全体の95%を占める※。
- 再商品化実施率は50%とされている。

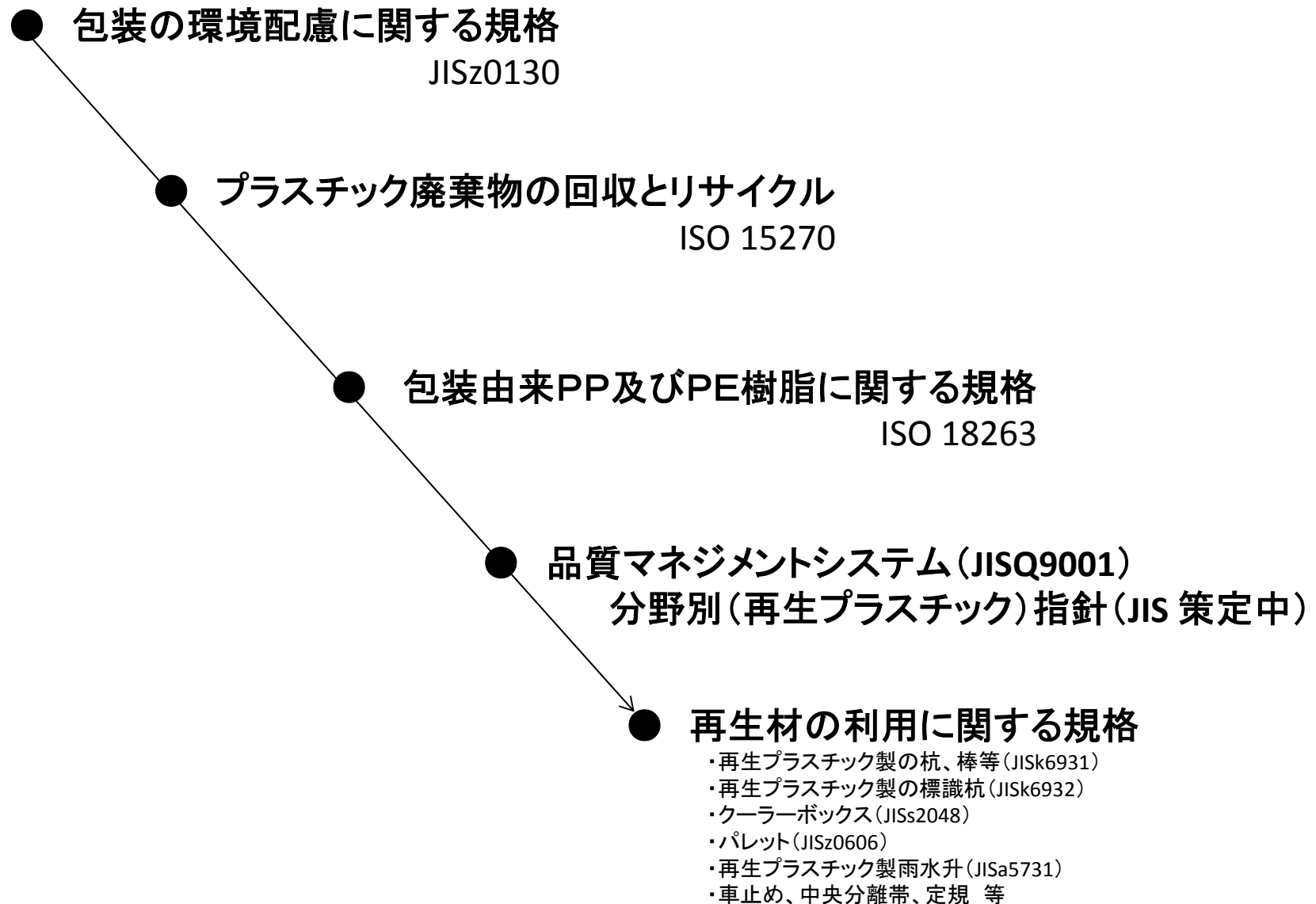


※出所 日本容器包装リサイクル協会「プラスチック容器包装に係る実証試験 (H26.6)」

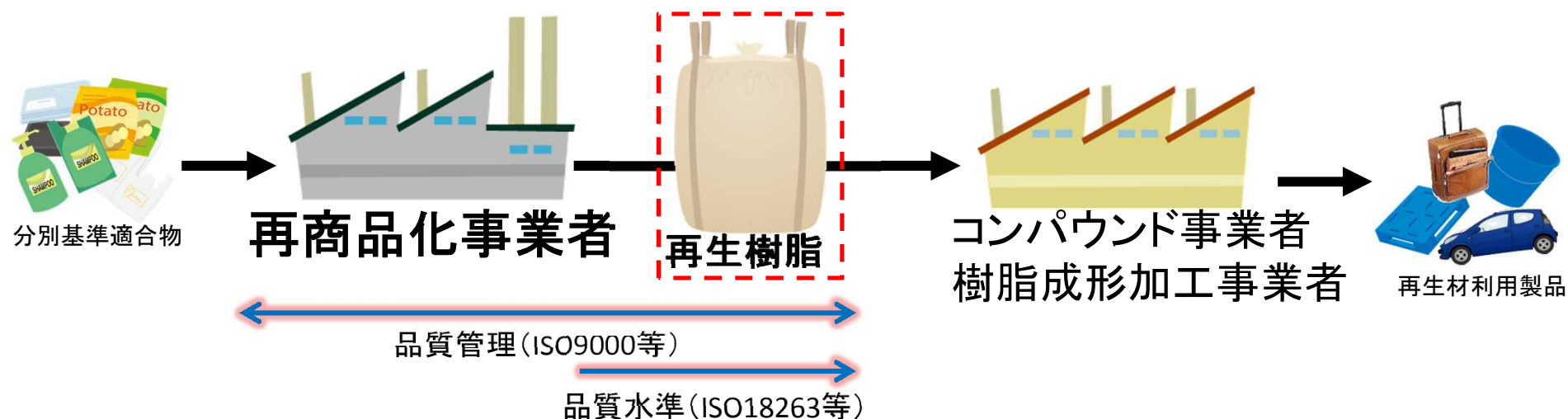
PP,PE等の樹脂の名称はその樹脂が主成分と考えられる混合物を示しており、純粋な樹脂とは異なる。

8 リサイクルに係る規格について

再生材利用のための基盤整備



9 品質管理(ISO9000等)と品質水準(ISO18263等)について



【品質管理+水準表示】



- ・品質が安定。
- ・コンパウンドの工程管理が行いやすい。
- ・成形加工も行いやすく、歩留まりは悪化しない。
- ・品質の水準が高ければ、それに応じた価格で購入することも可能。
- ・バージン樹脂との代替率が高ければ、環境特性も向上。

10 包装由来PP及びPEのリサイクル材の仕様に関する規格の概要①

- 2015年9月に包装由来のPP及びPEのリサイクル材の仕様及び表示に関するISO規格 ISO 18263-1が発行。
- PP及びPEの混合リサイクル材の基礎仕様の方式を定めるものであり、具体的には、組成・メルトマスフローレート（MFR）・密度・色の特性のレベルに応じて表示方法を定めている。
- なお、ISO18263-2は、試験片の作成および特性の測定を定めている。

▼ISO18263-1に基づく包装由来PP及びPEのリサイクル材の仕様の表示の標準化パターン

表示					
記述 ブロック (任意)	識別ブロック				
	国際規格 番号ブロック	個別項目ブロック			
		データ ブロック1	データ ブロック2	データ ブロック3	データ ブロック4

▼各データブロックの表示事項

データブロック1	PP及びPEの混合リサイクル材の組成の識別
データブロック2	色及び形状
データブロック3	使用しない(リサイクル材に含まれる充てん材または強化材の形状・含有量)
データブロック4	特性(MFR、密度)
データブロック5	追加的情報(任意)

11 包装由来PP及びPEのリサイクル材の仕様に関する規格の概要②

○各データブロックの表示方法は以下のとおり。

▼データブロック1

コード	組成:PP(REC)+PE(REC)
PP-M1(REC)	100% > PP(REC) ≥ 85%
PP-MPO(REC)	85% > PP(REC) ≥ 60%
MPO(REC)	60% > PP(REC) > 40% または 60% > PE(REC) > 40%
PE-MPO(REC)	85% > PE(REC) ≥ 60%
PE-M1(REC)	100% > PE(REC) ≥ 85%

▼データブロック2

コード	材料の色	コード	形状
C	着色	G1	ペレット
N	自然色	G2	フレーク
		G3	ビーズ
		D	パウダー

▼データブロック4

コード	MFRの範囲 (g/10分)	コード	密度の範囲
010	< 1	91	< 0.92
020	1 ≤、ただし < 3	93	0.92 ≤、ただし < 0.94
045	3 ≤、ただし < 7	95	0.94 ≤、ただし < 0.96
105	7 ≤、ただし < 14	97	≥ 0.96
160	14 ≤、ただし < 20		
250	20 ≤、ただし < 30		
300	≥ 300		

【ペットボトル等の店頭回収における廃掃法上の位置付け】

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部(局)長 宛 平成28年1月8日
店頭回収された廃ペットボトルなどの再生利用の促進について(環境省通知)

環廃企発第 1601085 号
環廃対発第 1601084 号
環廃産発第 1601084 号
平成 28 年 1 月 8 日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室長

廃棄物対策課長

産業廃棄物課長

店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用の促進について（通知）

記

廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。

さて、使用済みのペットボトル及びプラスチック製の食品用トレイ（以下「廃ペットボトル等」という。）については、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成 7 年法律第 112 号。以下「容器包装リサイクル法」という。）に基づく分別収集及びその分別基準適合物の再商品化の取組並びにペットボトル等の販売を行う事業者による自主的な回収・リサイクルの取組等により再商品化されることが一般的となってきた。循環型社会形成の推進のためには、生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないことを確保した上で、こうした廃棄物の適正な再生利用を推進していくことが望ましい。そこで、かねてより、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ及び中央環境審議会循環型社会部会容器包装の 3 R 推進に関する小委員会の合同会合において、廃ペットボトル等の店頭回収等の活用による収集ルートが多様化が検討課題として取り扱われ、知見の収集が図られてきているところである。

また、「規制改革実施計画」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）においては、店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用の促進に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和

45 年法律第 137 号。以下「廃棄物処理法」という。）上の法的取扱いの明確化、再生利用指定制度の趣旨、手続の流れ、指定要件の明確化及び一般指定制度の活用に関し、都道府県（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号。以下「廃棄物処理法施行令」という。）第 27 条に規定する市（以下「政令市」という。）を含む。以下同じ。）に対する制度の周知徹底などについて、平成 27 年度中に検討し、結論を得ることとされており、結論を得次第速やかに措置することとされたところである。

一方で、廃棄物は不要物であるため、占有者の自由な処理に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境の保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、廃棄物に該当する物を処理する場合には、当該物の再生行為を含め、法による適正な管理下に置くことが必要である。

今般、これらの背景及び昨今の知見等を踏まえ、店頭回収された廃ペットボトル等の適正な再生利用を促進するため、その法的取扱い及び再生利用指定制度の趣旨等の明確化を図ることとしたので、下記のとおり通知する。

貴職におかれては、下記の事項を踏まえ、その運用に遺漏なきを期するとともに、貴管下市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

第 1 店頭回収された廃ペットボトル等の廃棄物処理法上の法的取扱いの明確化

1 背景

スーパーマーケットの小売事業者による、使用済みの容器包装を回収するボックスの店頭への設置は、遅くとも、容器包装リサイクル法の制定された平成 7 年頃から確認できているが、当時より、店頭回収された廃ペットボトル等の取扱いについては、小売販売を業として行う者が自ら処理を行う場合と一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託する場合とに分かれている。このことから、それぞれの場合について、店頭回収された廃ペットボトル等の廃棄物処理法上の法的取扱いを以下のとおりとする。

2 小売販売を業として行う者が自ら処理を行う場合（廃ペットボトル等が産業廃棄物として扱われる場合）

(1) 店頭回収された廃ペットボトル等の産業廃棄物への該当性

廃棄物処理法において、同法第 2 条第 4 項第 1 号の規定により、産業廃棄物とは、「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃ブ

プラスチック類その他政令で定める廃棄物」とされており、同法第2条第2項の規定により、一般廃棄物とは、「産業廃棄物以外の廃棄物」とされている。

市民の消費活動によって排出された廃ペットボトル等は、本来一般廃棄物であるが、店頭回収された廃ペットボトル等が、下記2(2)に掲げる要件を充足し、「事業活動に伴って生じた廃棄物」と認められる場合においては、産業廃棄物であると解釈して差し支えない。

(2) 事業活動性

廃ペットボトル等については、そのリサイクル技術が確立し店頭回収等による回収ルートの多様化により再生利用促進が期待される状況に鑑み、本体事業がペットボトル及びプラスチック製の食品用トレイの販売事業である小売事業者が、当該製品の販売後に廃ペットボトル等の回収を行うことについて、以下の要件を充足する場合に限り、当該回収行為は事業活動と回収対象物に密接な関連性があるとして「事業活動の一環として行う付随的活動」とであると認められ、廃棄物処理法第2条第4項第1号に規定する「事業活動」と解釈して差し支えない。ただし下記3に掲げる場合を除く。

なお、「事業活動の一環として行う付随的活動」の解釈をむやみに広げ、自社廃棄物と扱い得る範囲を拡大することは、許可制度の形骸化や不適正処理につながるおそれがあることから、廃ペットボトル等の店頭回収が「事業活動の一環として行う付随的活動」に該当するか否かについては、具体的な状況等に照らして適切に判断されたい。

① 主体

販売事業を行う者と同一の法人格を有する者が回収を行う場合に限られること。

② 対象

再生利用に適した廃ペットボトル等で、かつ、販売製品と化学的、物理学的に同一程度の性状を保っている廃ペットボトル等に限られること。

再生利用に適した廃ペットボトル等であるか否かは、第2の2(2)個別指定の対象における記載を参照されたい。

③ 回収の場所

販売事業を行う場所と近接した場所で回収が行われる場合に限られること。

④ 管理意図及び管理能力

販売製品の販売から回収までの一連の行為について管理する意思があり、かつ適切な管理が可能であること。

⑤ 一環性及び付随性

本体事業活動の便益向上を図るために、当該事業活動に密接に関連するものとして付随的かつ一環として行う行為に限られること。

(3) 処理責任の所在

店頭回収された廃ペットボトル等が、産業廃棄物として扱われる場合、その処理責任は排出事業者である小売事業者等が有することに留意すること。

3 一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託する場合（廃ペットボトル等が一般廃棄物として扱われる場合）

上記2のような場合であっても、当該店頭回収が開始された当初から、市町村の一般廃棄物処理計画の下で当該市町村から一般廃棄物処理業の許可を受けている事業者と委託契約を締結し、廃ペットボトル等の処理が適正に行われている場合等においては、当該廃ペットボトル等について引き続き一般廃棄物として適正処理が継続されることを妨げるものではない。貴職におかれては、現行の店頭回収の実態も考慮しつつ、当該市町村における既存の適正処理ルートを妨げることがないように貴管下市町村担当部局との調整を図り、適切に対応されたい。

第2 廃ペットボトル等の店頭回収に係る再生利用指定制度の活用推進について

1 再生利用指定制度の趣旨

産業廃棄物の再生利用指定制度とは、廃棄物処理法第14条第1項及び第6項但書き並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）第9条第2号及び第10条の3第2号の規定により、再生利用されることが確実であると都道府県知事（政令市にあっては、市長。以下同じ。）が認めた産業廃棄物のみの収集若しくは運搬又は処分を業として行う者であって都道府県知事の指定を受けたものについては、産業廃棄物収集運搬業又は産業廃棄物処分業の許可を不要とする制度である。同制度の趣旨は、これらの産業廃棄物の再生利用を容易に行えるようにすることにある。

同制度の運用については、廃棄物処理法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づく再生利用業者の指定制度について（平成6年4月1日付け衛産発第42号厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知。以下「指定制度運用通知」という。）において示されているところであり、従前より、指定制度運用通知に基づき、各自治体において店頭回収された廃ペットボトル等が産業廃棄物と解釈される場合において、再生利用指定制度を適用することは可能であったところである。

今般、廃ペットボトル等のさらなる再生利用の促進のため、個別指定の手続、個別指定の対象、再生輸送業者の個別指定の基準及び一般指定制度の活用につき、指定制度運用通知の明確化をすることとした。

貴職におかれては、廃ペットボトル等について再生利用指定制度を活用するに当たり、既存の適正処理ルートを活かしつつ、本通知及び指定制度運用通知に基づき、当該制度の適正な活用を進められたい。

2 個別指定について

(1) 個別指定の手続

個別指定に関する申請書、指定書、事業の範囲の変更の申請及び事業の廃止の届出

等については、指定制度運用通知を参考にして、円滑に手続が進むよう速やかに都道府県ごとに規則を定められたい。

(2) 個別指定の対象

個別指定の対象となる廃棄物は、再生利用されることが確実であることが必要であるため、指定の対象となる廃ペットボトル等は、再生利用に適したものであることが求められるところ、容器包装廃棄物の分別収集に関する省令（平成7年厚生省令第61号）第2条第7項第2号及び第3号又は同条第8項第3号から第5号までに規定する水準であれば、当該条件を満たすものと想定される。

したがって、店頭回収された廃ペットボトル等のうち、個別指定制度の対象として適切なものとは、ポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料若しくはしょうゆ等を充てんするもの又はプラスチック製の食品用トレイが廃棄物となったものであって、小売事業者の販売店で他の廃棄物と分別して回収されたもの（以下「対象廃ペットボトル等」という。）と考えられる。

(3) 再生輸送業者の個別指定の基準

対象廃ペットボトル等の店頭回収に係る個別指定は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可を不要とするものであるが、再生輸送業者は処理基準に則した収集又は運搬を行うことが適当である。貴職におかれては、廃ペットボトル等の再生利用を促進するための本制度が、一部の悪質な業者により悪用されることのないよう、申請者が以下に掲げる個別指定の基準に適合しているかにつき、慎重に審査されたい。

- ① 対象廃ペットボトル等の排出事業者からその運搬の委託を受けること。なお、再委託は認められないこと。
- ② 対象廃ペットボトル等の搬入先となる処理施設が、容器包装リサイクル法に基づく再生利用実績がある等の適切な処分施設であること。
- ③ 再生輸送（個別指定を受けて行う廃棄物の収集又は運搬をいう。以下同じ。）の用に供する施設及び申請者の能力が廃棄物処理法施行規則第10条各号に掲げる基準に適合するものであること。
- ④ 排出事業者から再生輸送に要する費用であることが明らかな料金のみを受け取るなど、再生輸送により不当な利益を得るものでないこと。
- ⑤ 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。
- ⑥ 申請者が廃棄物処理法第7条第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。

3 一般指定について

都道府県内において同一形態の再生利用に係る店頭回収が多数行われている場合等については、指定を受けようとする者の申請によらず、都道府県が再生利用に係る産業廃棄物を特定した上で、当該産業廃棄物の収集若しくは運搬を行う者を一般的に指定する、

一般指定制度を活用することが考えられる。上記2の活用等により、店頭回収された廃ペットボトル等の再生利用が広く適切に実施されているなど、廃ペットボトル等を一般指定の対象とすることが適当であると認められる場合には、当該制度の活用を積極的に検討されたい。